

Title	租税経済の理念
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.1 (1940. 1) ,p.71(71)- 101(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19400101-0071
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400101-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(5) Erich Schiller, Bürgerschaft und Geistlichkeit in Goslar (1290-1365). (Halle a. S. 1912).

租税經濟の理念

永田清

一

從來の財政學が租税を問題の対象とするとき、その理論的根據となつたものは、多く租税配分の原理としての利益、義務、等價、能力、道德等の理念であつた。この種の理念は國家需要の合理性を説く上において役立つところ多く、且つその目的とするところも亦、主としてこの合理性の主張におかれてゐた。私は今この理念の當否を問題としてゐるのではない。言はんとするところは、縱令租税配分の原理が如何なる理念によつて根據づけられやうとも、それは決して租税經濟そのものに觸れてゐないこと、換言すれば、租税の國民經濟的理解でないといふことである。租税經濟と言ふ限りは、租税を國民經濟との内的關聯において理解しなければならぬ。そこに初めて租税そのもの、經濟的意義が明らかにならる。

無論從來の租税論がその理論的根據として義務、道德等の理念をもつたことについては、財政學の立場において一應解明さるべき事柄である。財政は國家の經濟的活動であるため、常に理論客體と政策主體との相交渉する世界

において現はれる。従つて財政が問題とされるところにおいては、必ずや國民經濟に對して働きかける政策の意味が含まれてゐる。この政策の含む意味は何によつて基礎づけられるか。そこに國民經濟そのものは異つた様々の理念が導入される。即ち斯る政策を規定するための何等かの抽象的概念が要求せられる。従來の租税論は斯様な概念を裏に述べた義務、道徳に求めたのである。斯くして強制獲得經濟としての租税は、その一面において政策主體の作用の發生する起源に、様々の合理的理念を探索して來た。その結果として、租税學說史上に利益說、義務說、犠牲說等が説かれた。

租税が政策主體の問題を含む限りにおいて、この種の理念の探索は必要である。併し斯る理念は租税經濟そのものには直接關聯しない。従つてこの理念によつては、租税を國民經濟の裡において理解することゝはならないのである。謂はゞ租税の線に沿つて政策主體のつながる理念を遠く求めて行つたといふだけであつて、斯る租税が前述の政策と理論との交渉する世界において如何なる意味を含むかは明らかにされない。故に以上の理念は、租税經濟については、殆ど何等の解答も與へてゐないと言はなければならぬ。

財政學の歴史は經濟學の歴史と關聯してゐる。經濟學は十八世紀に及んで理論的體系の建設に進んだ。財政學も亦この時代において科學への途上におかれたのである。さうしてケネーは經濟の流通過程の裡に租税の地位を明らかにした。併し彼れの純生産論は遂に租税をたゞ土地にのみ完着せしめた。若し土地のみが純生産を生ずるならば、一切の租税は結局土地に歸着すべきである。何故ならば、假に土地以外のもの、例へば利潤・勞銀に課税しても、其

等は競争に依つて引下げられ、従つて租税負擔力を欠いてゐるため、斯る租税は結局純收益を生む土地の負擔に轉嫁せられるからである。故に徵稅費の點から言つても、これを直接土地に賦課するに如かないのである。ケネーは言つてゐる。——「租税は國民の收益量と不均等であつてはならぬ。その増加は收益の増加に従はねばならぬ。租税は直接土地の純生産の上に樹立せらるべく、勞銀・商品に課せられてはならぬ。若し此等に賦課せられる場合には、徵稅費を増し、商業を害ひ、一國の富の一部を年々破壊するからである。租税はまた農民の富から採られてはならぬ。何故ならば、一國農業の元資は租税、收益及び一切市民階級の生活資料を生産するために保存さるべき不動産として看護らるべきである。然らざれば、租税は收奪となり、速かに國家の衰微を醸すであらう」と(註一)。

また言ふ。——「充分に秩序ある租税は土地の純生産より徵收されたる收益の一部である。何故ならば、さうでない場合の租税は、一國の富とも純生産とも比例しないからである。すべての場合において、租税は純收益即ち土地の年々の純生産に課せられねばならぬ。而して農民の元資、勞働者及び商品販賣に課せられてはならぬ。何故ならば、然らざる場合には、租税は破壊的となるからである。農民の元資に課税すれば、再生産を妨げ、土地を毀損し、農民、地主、國家を減すところの收奪とならう。勞働者及び商品販賣に課税すれば、租税は放恣的となり、徵稅費は租税を超えるであらう。勞銀生活者たる勞働者に對する課徴は、嚴密に言へば、勞働雇傭者に依つて支拂はれるにすぎない。……收益に非ずして人に課税することは、産業及び農業の費用自體を加重し、二重に土地收益の損失に歸し、速かに租税を破壊するに至るであらう。商品に對する課税においても、これと全く同様である。……この

故に租税は直接土地の純生産より徴收せられねばならぬ。何故ならば、富をその土地より抽出する國において、租税が如何なる態様において課せられても、其は常に土地に依つて支拂はれるからである。斯くて最も單純にして規則的なる、而して國家に對して最も利益あり且つ納税者を壓迫することの最も尠い課税形態は、比例的に純收益に課せられ、絶えず再生しつゝある富の源泉に直接賦課せられる租税である」(註二)と。

(註一) Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay, par Orcken, p. 332.

(註二) Ebenda, p. 337.

ケネーが租税の地位を經濟循環の過程においたことは、租税經濟の問題としては看過することの出來ぬ事柄であつた。併し彼れの經濟循環論は純生産論を一翼とし、従つて租税經濟論も、この生産論と共に立ち共に倒れる關係にある。しかもこの純生産論は新しい工業の生産力を説明することが出來ない。たゞケネーが土地を以て價值發生の唯一の源泉とみたことについては、十分の社會的理由がある。即ち當時における主要産業は農業であつて、商工業における價值發生の過程は人をしてこれに着目せしめるほどに發展して居らなかつた。同時に又、その租税論は當時における財政の紊亂、租税の亂雜に對する財政策としての一つの提案であつた。然るに十八世紀末より十九世紀に入るに及んで、經濟の過程も漸く複雑となり、従つて租税經濟についても一層精緻なる分析を必要とするに至つた。リカードオの理論はまさにこの時代に生れた。

租税を經濟學の見地に立つて研究したのはリカードオを以てその嚆矢とする(註一)。租税の國民經濟的意義は彼

れによつてはじめて明らかにされた。即ち租税經濟の理念はまづリカードオによつて拓かれたのである。無論古典的個人主義にとつては、國家は一つの害悪であつた(註二)。従つてリカードオにおいても「節約國家」の理想の裡に、租税經濟の理念が貫かれてゐる(註三)。然し今吾々は斯る個人主義思想を問題としてゐるのではない。斯る前提のもとにおいて、租税經濟の理念が如何にして成立したかを説けばよいのである。換言すれば、租税經濟といふ正しい論理がリカードオの理論によつてはじめて成立したことを識ればよい。さうして租税を國民經濟との内的關聯において理解すること、一層的確に言へば、強制獲得經濟としての租税が、國民經濟の構造において如何なる地位を占めるかを、租税理論の客體として把握することが、リカードオによつて如何に説明されたかを示さう。この理論は實に租税經濟の第一の關門であつた。

(註一) Nachinson, David Ricardos. Steuertheorie, Neue Zeit, 29. Jahrg., S. 245.

(註二) Frits Karl Mann, Steuerpolitische Ideale, S. 203.

(註三) F. K. Mann. Ebenda, S. 204.

II

リカードオは租税の抽象的理念を説かずして、租税經濟を明かにした。即ち彼れは租税を何等かの目的概念によつて規定することなく、租税の本質を國民經濟上における一事實として示した。そこに租税經濟の正しい發足があつたのである。

彼れは租税の意義について次の如く述べてゐる。——「租税は一國労働の生産物の一部分の政府の處分に委せられたるものであつて、常に究局其國の資本か収入かの何れかより支拂はれるものである」(註一)。この言葉の裡には、租税と國民經濟との關聯が明示されてゐる。リカードは、その經濟學の部分において、土地、労働、資本より生ずる生産物を總所得とし、それが地代、賃銀、利潤となることを説いてゐるが、租税はかゝる所得から支拂はれるものであつて、國民經濟の基底の上に立つ生産物の一部に外ならぬ。

彼れによれば、一國の年生産物がその年々の消費を償うて剩りあるときは、其資本を増すと謂はれ、その年々の消費が少くとも其の年々の生産によつて償はれないときは、其資本を減少せしめると謂はれる。故に資本は生産の増加か、或は不生産的消費の減退かによつて之を増し得るものである。そこで政府の消費がその租税の増徴によつて増加する場合、若し人民にして之に應ずるに、生産の増加か、消費の減退かを以てすれば、租税は収入の上に落下して、國の資本は損はれずに残るであらう。併し乍ら、若しも人民の側において、生産の増加せらるゝことも、不生産的消費の減少することもなければ、租税は必然資本の上に落下するであらう。即ち生産的消費に充てられた基本は爲めに損はれるのである。一國資本の減少に比例して、其生産額は必然減少するであらう。又その故に、若しも人民と政府との側における同じ不生産的消費が続けられて、年々の再生産は絶えず減少してゆくならば、人民及び國家の資源は益々大なる速度を以て涸渇し、その結果は困窮と破滅とであるであらう(註二)。

斯くて彼れは租税を以て國民經濟の發展を阻害するものとした。苟も租税にして蓄積の力を減殺する傾きのない

といふものはない。すべての租税は資本か収入かその何れかの上に落ちなければならぬ。若しも租税が資本を蠶食すれば、租税はそれに應じて其の大小が常に必ずその國生産的産業の大小を左右する其の基本金を減少せしめざるを得ぬ。又若しも租税が収入の上に落ちるならば、それは必ず蓄積を減退せしめるか、然らずんば、納税者をして、其の從來の必需品及び贅澤品の不生産的消費を相當削減することによつて、租税金額を節約することを已むなからしめなければならぬ。或種の租税がこの結果を生ずる程度は、遙かに他種の租税に勝るであらう(註三)。租税を國民經濟との關聯においてみたりカードオにとつては、資本の蓄積を妨げるが如き租税は避けらるべきである。従つて已む可らざるの租税は結局収入によつて負擔されねばならぬ。さうすれば不生産的消費の抑壓によつて、租税は資本の蓄積を妨げることなく負擔されるといふ。

(註一) リカードオ「經濟學及び課税の原理」小泉博士譯岩波文庫版(以下リカードオ、原論と書く)一三六頁

(註二) リカードオ、原論一三六—七頁

(註三) リカードオ、原論一三八頁

併し乍らリカードオにおいては、課税の大なる害悪は、課税目的物の撰擇よりも、寧ろ全體としての其影響の總額に見出さるべきものである。彼れによれば、「租税は必ずしも資本に賦課せられたるの故を以て資本に對する租税たるものでなく、又所得に課せられたるの故を以て所得に對する租税たるものではない」(註一)。即ち彼れの租税論中最も重要な部分は、租税の經濟上に及ぼす影響、謂はゞ租税配分の流動過程である。それは實にリカードオにお

ける租税經濟の實體であり、同時に分配論に結びつく意味において、彼れの經濟學體系と根本的に相關聯してゐる。こゝで租税は純然たる經濟上の問題として取扱はれてゐるのである。

(註一) リカドオ、原論一三八頁

租税の經濟上に及ぼす影響、租税配分の流動過程は財政學上において租税轉嫁論と稱せられるものである。租税轉嫁は價格の裡において生ずるものであるから、謂はゞ全國國民經濟を貫くところの價格闘争の一場面である。従つてこの轉嫁の問題は國民經濟の裡において極めて困難なものとなされ、價格理論と分配理論とを基礎とするのでなければ、十分に解決されない事實である。然し今吾々に問題なのは轉嫁論の説明ではない。租税經濟がその最も重要な一面として、斯る國民經濟上の問題に關聯してゐることによつて、租税經濟の本質を識らねばならぬ。

三

租税經濟を既に分配の問題としたリカドオは種々なる租税をとつてその轉嫁の態様を説明してゐる。姑く以上の租税を直接税と目さるべきものと、間接税と目さるべきものとに分けて論ずれば(註一)、次の如くである。

(註一) 大内教授、リカドオの租税論(經濟學論集第三卷第二號)三六一七頁參照

先づ直接税としての地代に對する租税は如何。地代に對する租税は獨り地代にのみ影響するであらう。それは全く地主の負擔に歸し、之を何れの消費者階級にも轉嫁することが出来ぬであらう。地主は現に耕さるゝ生産力最少量なる土地から取得せらるゝ生産物と、他の各品質の土地から取得せらるゝ生産物との差額は、之をそのままに委す

るであらうから、其地代を引上げることは出来ぬであらう。第一、第二、第三級なる三種の土地が耕作せられてゐて、同一の勞働を以て夫々小麦一八〇、一七〇及び一六〇クオタを産出する。併し第三級地は何等の地代を生ぜず、従つて課税せられてゐない。この場合、第二級地の地代は一〇クオタ、第一級地の地代は二〇クオタの價値を、何れも超過せしむることを得ないのである。斯る租税は原生産物の價格を高め得るものではない。何となれば、第三級地の耕作者は地代をも租税をも納めぬ故、到底生産物の價格を引上げることが出来ない筈だからである。地代に對する租税は、新しき土地の耕作を阻害するものではない。といふのは、斯る土地は全く地代を納めず、又租税を課せられぬからである。若し第四級地が新に耕作せられて、一五〇クオタを産出して、この土地に對しては何等の租税も納付せられぬであらう。併し乍ら、その場合租税を納付し始める第三級地には、一〇クオタの地代が造り出されるであらう(註二)と。斯くの如く、地代に對する租税が何れの消費者階級にも轉嫁されないといふ根柢には、彼れの地代論が横つてゐる。彼れの地代論を以てするときは、斯る租税の轉嫁され得ざることは既に明らかである。併し「地代なる語は、農業者が地主に支拂ふ價値の金額に適用せられて居る。其中の一部分のみが嚴格にいつての地代なのである。建物及び定着物その他の地主に依つて支辨せられた出費は、嚴格には農場の資本の一部分を成すものであつて、若し地主が之を提供しなかつたならば、借地人に依つて準備せられねばならなかつたものである。地代は土地の使用に對して、獨り土地の使用に對してのみ地主に納付せられる金額である。地代なる名稱の下に彼れに納付せられる其額以上は、建物その他の使用に對するものであつて、實は地主の資本の利潤た

るものである(註二)。斯くて一般に地代に對する租税の中には、利潤税が含まれてゐる。この部分は地主の負擔ともならず、農業者の負擔ともならずして、原生産物消費者の負擔に歸するといふ。

(註一) リカードオ、原論二六〇頁

(註二) リカードオ、原論一六〇—一六一頁

次に利潤に對する租税はどうか。リカードオは利潤に對して課せられる租税は價格の騰貴となつて消費者に轉嫁せられることを説いてゐる。帽子に對する課税は、帽子の價格を、靴に對する課税は、靴の價格を騰貴せしめるであらう。若し左様でなかつたならば、その税は結局製造者に依つて支拂はれ、製造者の利潤は普通水準以下に引下げられて、製造者はその業を放棄するであらう。利潤に對する部分的租税は、その負擔を加へられた貨物の價格を騰貴せしめるであらう。例へば帽子製造者の利潤に對する租税は、帽子の價格を騰貴せしめるのである。それは若しも彼れの利潤は課税せられて、他の産業の利潤は何れも課税せられなかつたならば、彼れの利潤は、その帽子の價格を引上げる限り、普通利潤率以下となるべく、彼れはその業を去つて他に赴く筈だからである。同様にして、農業者の利潤に對する課税は穀物の價格を騰貴せしめ、毛織物業者の利潤に對する課税は、羅紗の價格を騰貴せしめるであらう。而して若しも利潤に比例する租税が凡ての産業に課せられたならば、凡ての貨物の價格が騰貴するであらう。(註一)と。即ち平均利潤率の働く結果は、必然に利潤に對する課税が價格騰貴となつて消費者の負擔に歸せられるといふのである。

(註一) リカードオ、原論一九四—九五頁

更に賃銀税について説かう。賃銀に對する租税は、リカードオによれば、賃銀を騰貴せしめ、従つて資本利潤の率を減少せしめるであらう。吾々は既に必需品に對する租税は其價格を高むべきこと、又賃銀の騰貴のこれに次いで起るべきことを知つた。必需品に對する租税と賃銀に對する租税との唯一の差異は、前者は必ず必需品の價格騰貴がこれに伴ふけれども、後者は然らずといふこと、是である。故に賃銀に對する租税には、勞働備主の外は、資本所有者も地主も、他の何れの階級も貢獻せぬであらう。賃銀に對する租税は全然利潤に對する租税たるものである。必需品に對する租税は、一部分利潤に對する租税たり、一部分富有なる消費者に對する租税たるものである。さればこの種の租税のために起る究局の結果は、利潤に對する直接税の爲めに起るものと正しく同一なるものである(註一)。然らば何故に賃銀に對する租税は利潤に對する租税たるものであるか。その根柢には、彼れの賃銀論がある。彼れによれば、賃銀は久しく勞働者の生活必要費額以上にとゞまることが出来ない。斯る勞働の自然價格に對する租税は生活必需品に對する租税と結果においては同様である。即ちその租税額だけ勞働の自然價格を引上げることになる。従つてその額だけ利潤は犠牲にされる。故に賃銀に對する租税は結局において利潤に對する租税となるのである。

(註一) リカードオ、原論二〇六頁

四

然らば間接税はどうか。彼れは之を各種の租税について述べてゐる。先づ貨物に對する租税は、原生産物に對する租税とそれ以外の諸貨物に對する租税とに分けられる、リカードは斯る間接税が一般に消費者に轉嫁されることを説く。然し個々の事實について言へば、貨物の性質によつて、更に利潤に到達する場合を認めてゐる。姑く彼れの説明を辿らう。

「穀物の價格は彼の地代を支拂はぬ土地に於ける其の生産費、或は寧ろ、彼の地代を支拂はざる資本を以てする其の生産費獨り之を決するといふ原理から、苟も生産費を増加せしむるものは必ず價格を騰貴せしめ、苟も之を減少せしめるものは必ず價格を下落せしめるといふ結論が生ずるであらう。……若しも原生産物の價格が耕作者に租税を償ふために騰貴しなかつたならば、彼れは當然に其利潤が普通利潤率以下に引下げられた産業を去るであらう。此事は供給の減少を來たさしめ、依然として舊の如き需要が原生産物の價格を騰貴せしめて、其耕作をば、他の何れの産業に於ける資本の放下にも等しく有利のものとならしめるに至つて已むであらう。價格の騰貴は以て彼れをして、租税を納付して而かも此の資本の用途から引續き通常普通の利潤を收むることを得しむべき唯一の手段である。彼れは租税を其地代から控除して、地主に之を支拂はしめることは出來ぬ。何となれば、彼れは全く地代を納めぬからである。彼れは又之を其利潤から差引くことをせぬであらう。何となれば、他の何れの事業もより、大なる利潤を生じてゐるのに、少額の利潤を生ずる事業を彼れが繼續すべき理由は全くないからである。されば、彼れが原生産物の價格を租税と同額だけ引上げる力を有すべきことについては、何等の疑問はあり得ないのである。原生

産物に對する租税は、地主に依つて支拂はれず、農業家に依つて支拂はれずして、價格騰貴の形に於いて消費者によつて支拂はれるであらう」(註一)。

(註一) リカード、原論一四二—一三頁

斯くの如く、貨物に課せられる租税は原則的には消費者の負擔となる。併し貨物の性質が必需品である場合には、必需品の價格騰貴は更に賃銀を騰貴せしめて、前述の賃銀に對する租税と同じ論理によつて利潤に落下する結果となる。——併し乍ら、原生産物に對する課税、労働者の必需品に對する課税は、更に別の結果を生ずるであらう。——賃銀を騰貴せしむることがそれである。人類増殖に對する人口原理の爲め、最低種類の賃銀は、労働者の生活維持のために自然と慣習とが要求する所の率以上には、決して甚しく離れた儘に居るものではない。此階級は決して租税の多くの割合を負擔し得るものではない。従つて若し彼等にして小麦の爲めに毎クオタア八志の追加額を、又他の必需品の爲めにそれより少なる若干額を支拂はねばならぬ場合には、彼等は以前と同額の賃銀を以ては衣食し、且つ労働者の種屬を維持することをなし得ぬであらう。賃銀は不可避免的に騰貴し、その騰貴に比例して利潤は下落するであらう」(註二)。斯くして彼れは原生産物に對する租税の作用を次の如く結論してゐる。第一、それは租税と同額だけ原生産物の價格を高め、従つて其消費に比例して各消費者の負擔に歸するであらう。第二、それは労働賃銀を高め、利潤を低下せしめるであらう。

次に原生産物以外の諸貨物に對する租税は如何。——穀物に對する租税は穀物の價格を騰貴せしめるといふ、同

一の原則に由て、租税は、その他の何れの貨物に對するものも、其貨物の價格をば騰貴せしめるであらう。若しも貨物が租税と同額だけ騰貴しなかつたならば、それは生産者による従來得たと同一の利潤を與へざるべく、生産者は其資本を他の何れかの用途に移すであらう。その必需品なると贅澤品なるとを問はず、凡べての貨物に對する課税は、貨幣の價值が依然不變なる限り、其價格を少くとも租税と同額だけ騰貴せしめるであらう。勞働者必需の製造品に對する租税は、貨銀に對して、穀物に對する税と同一の影響を與へるであらう。穀物が他の必需品と異なる所以は、ただそれが必需品中の第一にして最も重要なものたることにのみ存するのであつて、此税は資本利潤及び外國貿易に對して正しく同一の效果を生ずるであらう。然るに、贅澤品に對する租税は、其價格を騰貴せしめる以外には、何等の效果も有せぬであらう。それは全然消費者の負擔に歸すべく、貨銀を増加せしめることも、利潤を下降せしめることもなし得ぬであらう」(註二)と。

(註一) リカードオ、原論一四五—一六頁

(註二) リカードオ、原論二三六頁

尙ほ間接税として、十分一税といふ古い税がある。この租税は土地の總收穫に對する税であつて、リカードオによれば、原生産物に對する租税と同様、全然消費者の負擔に歸するものである。この税が地代に對する租税と異なる所は、その地代税の達し及ばざる土地に影響し、且つ後者が變動せしめぬ原生産物價格をば騰貴せしむるところに存する。十分一税と原生産物に對する租税との唯一の差違は、一方は可變なる貨幣租税、他方は確立せる貨幣租税

なることである。社會が穀物生産の利便に増減なき靜止状態にあるところに於ては、兩者は正しく其效果を同一にするであらう。蓋し斯る状態の下においては、穀物の價格は不變なるべく、従つて租税も亦不變なるべきを以てである。退歩状態の下、若しくは農業上に大なる改良が行はれ、従つて原生産物が他の諸物に比して價值下落すべき状態の下に於ては、永續不變なる貨幣租税よりも十分一税の方が輕き租税となるであらう。社會が進歩状態にあつて而かも猶ほ未だ農業上に何等の著しき改良行はれざる處に於ては、穀物價格は騰貴すべく、十分一税は永續不變の貨幣租税よりも重き租税となるであらう。社會の進歩的状态においては、土地の純收穫は、常に其總收穫に比例して減少しつゝあるものである。然るに進歩的の國に於ても靜止的の國に於ても、一切の租税が究局支拂はれる源は一國の純所得である。苟も一租税にして總所得と共に増大して、而して純所得の負擔に歸するものは、必ず甚だ苛重、甚だ堪へ難き租税でなくてはならぬ。十分一税は、土地の純收穫の十分一ではなくて、總收穫の十分一であり、従つて社會の富が増進するに連れ、總收穫に對する割合は同一なるも、純收穫に對しては益々大なる割合を占めるものとならざるを得ないのである(註一)。

(註一) リカードオ、原論一六三—一六頁

地租は如何。若し地租が土地の地代に比例して賦課せられ、地代の増減と共に増減するならば、結果に於て其は地代に對する租税たるものである。斯る租税は、彼の地代を支拂はぬ土地にも、又彼の單に利潤のみを目當てに土地に投ぜられて、全く地代を支拂ふことなき資本の収益にも適用せられないのであるから、それは毫も原生産物の

價格に影響する所なくして、全然地主の負擔に歸するであらう。然るに若し地租が一切の耕作地に賦課せられたならば、其税は縱令如何に適度のものなりとも、それは生産物に對する租税となるべく、又従つて、生産物の價格を騰貴せしめるであらう。

斯る租税は之を土地の品質及び其收穫の大小に比例するものたらしめることも出来るし、又それは其品質の如何を問はず、耕作せらるる一切の土地の毎エエカアに對する確定税たることもあるのである。ところが、この後の種類の地租は極めて不平等の租税である。といふのは、無差別に何等その品質の差異を顧みることなく、耕作せらるる凡ての土地に課せられた平等なる地租は、品質最も劣る土地の耕作者が納める租税に比例して穀物價格を騰貴せしめるであらう。その結果は地代の増加によつて地主の利益となるからである(註一)。

(註一) リカドオ、原論一六八一—一六九頁

リカドオはこの外種々なる租税を論じてゐる。併し今吾々はその詳細なる論述を必要としない。ただ全體を通じて看過することの出来ないのは、リカドオの租税經濟論が彼れの理論經濟學上の價值論、分配論と密接に結びついてゐる點である。無論彼れの租税經濟論が全然誤りなしといふのではない。けれども、彼れの租税論が常に國民經濟との關聯において説かれたことは既に何等の異論もない。従つて租税經濟といふ理念がリカドオによつてはじめて樹立せられたことは、曩に述べた通りである。彼れは租税を經濟的事實として取扱ひ、それが國民經濟において如何なる作用を及ぼすかを明らかにした。ここに財政制度としての租税の説明以上の正しい關門が開かれたのである。

五

租税經濟の理念は財政自由主義のもとにおいては國民經濟を阻害する形態で説かれた。然るに租税經濟そのものが政策主體の線に沿うて國民經濟に介入する過程は、財政古典主義から社會政策の強化を必要とするに及んで、一つの社會的機能をもつに至つた。即ち「公的生活の社會的様相」は租税經濟のもつ政策主體として國民經濟と相交渉する世界において現はれた。ワグナーの社會政策的財政學はまさに斯る租税經濟の理念を代表するものと稱さるべきである(註一)。

(註一) Vgl. F. K. Mann, a. a. O. S. 316.

總じてワグナーにおける財政學の特徴は財政學の根據に社會政策の理論を導入したことにある。彼れは社會政策を遂行すべき國家活動を要求した。國家の機能は自由主義者の要請するが如く、個人的人格を保障し、生命財産の安固をはかることに限定されてはならぬ。彼れの思想が「自由國家」より「社會國家」への展開と看做されるのはこの點である。さうして彼れはこの「一つの新しい社會的時代」の裡に、租税經濟を社會政策的租税理念によつて貫かうとした。

斯くて彼れは租税經濟を社會改良のための最も強力なる武器として、個人主義社會における財産及び分配の不正を矯正しようとする。従つて彼れは正しき租税組織を次の如く二つの見地において可能であるとする。一は純財

政的目的のための租税であり、他は國民所得の分配、個人所得消費の統制、一般に富の分配を公正の概念に従つて改變するを目的とするところの社會政策的目的のための租税である。彼れはこの點を次の如く述べてゐる。——「財政上の意義より言へば、租税とは、公共團體の事務施設に對する一般的報償として、一般的原则と標準とにより、公共團體がその財政上の必要を充たすために、その主權に基いて強制的に個人より徴收するところの賦課物である。又これを社會政策的意義より言へば、租税とは、財政上の必要を充たすと同時に、若しくは財政上の必要の有無に拘らず、國民所得の分配並に國民財産の分配を規し、また個人所得並に個人財産の消費を律するの目的を以て徴收するところの賦課物である」(註一)と。

(註一) Ad. Wagner, Finanzwissenschaft, II, T. S. 21.

ワグナーの斯る政策主體に沿ふ租税經濟論は尙ほ處々に述べられてゐる。例へば彼れは租税原則論の中、第二の國民經濟上の原則を述べるところで税源の問題を説き、ここで租税經濟の純財政的見地と社會政策的見地とを分けてゐる。彼れに従へば、税源は先づ國民經濟的見地からみれば、常に國民所得におかれねばならぬ。蓋し若しも税源が國民財産におかれるならば、常に國民資本の減少を招來して、遂には税源の涸渇となるからである。併し乍ら社會政策的見地から言へば、資本も亦所得と同様に税源とされてよい。即ち社會政策的目的を達するためには、財産、資本に課税することは正當である。ただ財産課税は財産の起源、財産の目的、租税(財産に課せられたる)収益の使用目的に準據して考察されねばならぬ。例へば偶然によつて得られたる財産、使用財産にあらざる資本、下層

民の利益を圖り、その他國家的または經濟的改良事業に投ぜられる課税収益については、社會政策的見地から財産課税が要求せられると述べてゐる(註一)。

(註一) Ad. Wagner, a. a. O. Ss. 314-332.

また彼れは公正の諸原則を説くところで、社會政策的目的を述べる。彼れによると、純財政的・個人主義的見地から言へば、課税の一般性といふことは、所得の大小、不勞所得、勤勞所得を問はず、各人一般に租税義務を負はせることを意味する。従つて生活最少費の免税といふことはあり得ない。同時に、課税の平等性は所得に對する嚴密なる比例配分を意味することになつて、累進配分は無根據となる。併し乍ら、社會政策的見地からすれば、以上の如き課税の一般性・平等性は當然修正せられねばならぬ。即ち社會政策的一般性から言へば、小所得・勞働所得の租税よりの開放、生活最少費の免税等の社會的要求が充されねばならぬ。また平等性も、比例配分ではなくて累進配分を意味し、特に不勞所得に對する重課が要求せられるといふ(註一)。

(註一) Ders., Ebenda, Ss. 372-459.

社會政策を含むワグナーの租税經濟の理念について、吾々は如何なる理解をもつべきであるか。既に社會政策的財政學については、様々の批判がなされた。併し今吾々はその批判に立入る必要をみない。ただワグナーの説くが如く、社會政策的目的に従つて、それのみによつて租税經濟の成立することは現實に合はない。即ち國家需要をみたす必要もなき租税を、社會政策的要求から徴收されることは實際上起り得ない。寧ろ國家の必要をみたすべき租

を税徴収する場合に、社會政策的目的を之に加味せしめるのである。故に社會政策的租税は常に國民經濟の關聯する租税經濟の裡において成立し得る。その限りに於いて、租税經濟は社會政策的性格を帯びるものと謂はねばならぬ。

ダルトンはその「財政學原理」の中でワグナーの財政學につき次の如く述べてゐる。——「ワグナーは租税を以て所得の不平等状態を緩和するための手段たらしめねばならないと主張せる最初の人として賞讃せらるべき人である。彼れの所謂財政上の社會政策的見解は、他の或識者によつて反對せられてゐるけれども、論理的には正當であり、現代に於てはその實際上に採用せられることが益々多くなりつゝある。何となれば、分配状態の不平等を緩和することは、富の生産を増進することと同様に望ましいことであるからである。經濟の見地よりすれば、理想的分配とは、一定量の生産をして最大の經濟的福祉を齎らさしめる所のものである。故にこの理想は絶對的の平等分配ではなく、欲求に應ずる分配である。併し現代の殆どすべての社會に見るが如く、所得の分配が極めて不平等である状態に直面しては、實際的には、この不平等状態を少しでも緩和せしむれば、それだけこの理想的分配により、近づくことが出来るかと考へて好い」(註一)と。ダルトンによつて斯くの如く採り容れられた社會政策的租税經濟の理念は言ふまでもなく、租税經濟そのものの國民經濟的諸作用の一環として成立してゐるのである。

(註一) Hugh Dalton, Principles of Public Finance, 4. ed. p. 105 楠井邦譯二二一—四頁

六

然るに租税經濟の理念は、經濟の安定と發展とに對して如何なる作用を及ぼすかといふ問題において、新たな形態をもつた。その最初の手掛りとなるものは、租税經濟と均衡論との交渉である。

個々の租税が經濟主體に如何に配分され、また如何に影響するかについては、既に多くの數理經濟學者によつて嚴密なる考察を経てゐる。併し租税を一應安定均衡の具體的な攪亂原因として論じた者はシユムペーターであらう。シユムペーターの理論體系においては、租税問題の占むる地位は決して大きいものではない(註二)。それにも拘らず、彼れの「本質」の第四部のうち、變化法の一部として論ぜられる租税とその國民經濟上における影響の問題は、租税と諸變化の關聯として看過することの出来ない理論的研究である。

今私はシユムペーターの理論そのものを問題としない。ここではただ彼れの「本質」における變化の問題としての租税論をとりあげよう。この場合租税は要素の變化として登場する。抑々要素の變化の問題へ向はしめるものは何であるか。彼れは次の如く説いてゐる。

「均衡に於る體系を観察するならば、その個々の諸要素、特に靜學的所得が何であるかが判り、次にその一義的規定性が理解される。勿論その具體的な大きさについては何事も知り得ないが、しかしその性質は明らかにせられるのである。次に吾々が知り度いと思ふことは、これ等の大きさの運動法則である。これが第二の大問題であり、純粹經濟學の諸成果の第二群である。それは少くとも價格と所得とが恣意的なものであるか、又は必然的なものであるかといふ問題の直後には、實際的には最も興味ある問題であるのみならず、吾々の從來の諸成果が、またそれの與へる

運動法則が現實と一致するか否かによつて確證せられ檢證せられねばならない。吾々の認識したところによれば、この運動法則は部分的には吾々自らの構成した假定の歸結に外ならず、従つてその限りにおいて、吾々の恣意の所産でありまた圖式である。この圖式を構成するのはそれが現實の現象を實際上再現するであらうとの期待に基くのである。この場合には運動法則の全意義全意味は單にそれが諸要素の相對的變動に關して歸結として生み出す規則のうち存するのであり、運動法則が構成せられたのは専らこの故である。最後に均衡状態が如何にして構成され、この状態を招來する傾向が如何にして作用するかが顧みられない場合には、吾々の體系を完全に理解することは不可能である(註二)。

(註二) シュムペーターの理論體系の中においては、本文に説明する通り、租税は常に小さな擾亂として取扱はれてゐるため、本質以後の勞作にも論ぜられるところが妙い。たゞ彼れは財政問題一般として、一九二八年に「租税國家の危機」(Die Krise des Steuerstaats)を説いたことがある。併しこの著作はゴールドシャイアの財政社會學に因みて、戦後の財政危機に對する一つの提案を示したものに過ぎず、彼れの理論體系とは直ちに何等の關係もない。

(註三) J. Schumpeter, Das Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie. 木村・安井兩氏共譯「理論經濟學の本質と主要内容」四三一—四三三頁

さてこの場合變化の問題とは何か。彼れによると、均衡の場合には、體系の諸要素は悉く一義的に規定される。今要素中の一を少量だけ増大又は縮減し、さうして何が生起するかを觀察する。この場合殘餘一切の諸要素も變化する。斯る諸變化の觀察はまさに吾々の追求する諸運動法則を與へる。この諸變化は均衡破壊に對する反動として

生じ、先行の状態と等しく一義的に規定された一つの新均衡状態を招來する。そこで吾々は新均衡状態を發見し、之を先行状態と比較しなければならぬ。然る後其處から吾々の成果が生れるのである。

ところでシュムペーターは靜學的見地に立つて、極く少量の變化を問題としてゐる。無論彼れはこの問題を價格の諸變化として考察する。それが如何なる形態をとるか、供給並に需要曲線、より正確に言へば、彼れが價格說の據り所とした二つの需要曲線の形態如何に存する。従つてこの場合、諸價值函數の同一性維持が必要である。價值函數が不變であるためには、諸數量は多量に變じてはならない。若し多量の變化があれば、經濟全體の運行が變化する。財の新用途が現はれるか、又は多くの用途が脱落し、その結果、價值函數は、同一性を保たないであらう。さうしてこのことはまた殘餘一切の價值函數に影響を及ぼすであらう。諸々の價值函數が變化すれば、一つの必要缺くべからざる與件が失はれる。さうすると、何等精密な立言をなし得ない。斯くて彼れは巨大なる諸變化、巨大なる發展傾向を問題とすることなくして、小變化を通じて現はれる影響を明らかにする。諸變化の一義的規定はこの場合のみ可能だからである。

事實上、出現する作用と反作用との總數は無數であり、諸函數の形態に關して一層精密なる與件が缺けてゐるため、それ等の相對的意義を決定することは出来ない。例へば一商品に租税が課せられたとする。商品の價格は租税の全額だけ上昇する。そこでこの商品に對する需要が、従つて又問題の財貨の生産手段に對する需要が減退するであらう。それ故に尙ほ生産手段所有者も、更に一般に彼等から出づる需要等々も減少する。生産者達は新價格で賣

却された商品において毫も失ふところはない。否、多數人の所得減少の結果期待さるべき貨幣價值の上昇より生ずる利潤が問題とさへなるであらう。併し生産者達は販賣數量を減らす。ところで更に恐らく國家か又は租税として國家が収入する金額を受取る人々が一つの需要を展開すること、進んでは今や例の商品使用を抛棄する消費者達には貨幣が残ること、これに反して價格騰貴にも拘らず商品購買を持續する消費者達は、その爲め必要なる貨幣を他の欲望に充當される分から引抜いて來なければならぬこと、等を顧慮すべきである。さうして是等諸影響の各々は容易に看取される様式で更に遠くまで影響を押し及ぼすのである。

斯くて吾々は觀察される諸變化が小なるものに限られねばならぬ所以を正しく意識する。何故ならば、比較的大なる變化は、何れも間違なく新たな動態現象を惹起すからである。斯るものは確かに本來悉く全國民經濟の生産方法並に生活方法の動態的變化であつて、變化が比較的小なる場合のみ國民經濟の構造は本質上同一に維持されるのである(註一)。斯くて彼れは租税經濟を國民經濟に對する小變化の範圍において純粹經濟學的に論じてゐる。

(註一) 前掲「本質」四三九—四五六頁

七

價格體系の裡で、租税は如何にして均衡價格を破壊し、そしてそれはまた如何にして新均衡價格へ達せしめるか。そのためには先づ均衡價格の把握から出發しなければならない。シュムペーターは先づこれを次の如く説明してゐる。

市場に存在する二種の財貨の數量を x 及び y とする。然るとき兩財貨のうち一方の「需要價格」は x 及び y の函数 $f(x, y)$ である。この場合、函数値 $f(x, y)$ の變動は三様の方法で惹起され得る。

1. y が不變の儘で、 x のみが x_1 に移行することによつて、
 2. x が不變の儘で、 y のみが y_1 に移行することによつて、
 3. x 及び y が同時に x_1 及び y_1 に移行することによつて、
- x_1 及び y_1 は x 及び y から極めて僅かしか異ならないものと考へられるので、方程式 $x_1 = x + \Delta x$ 及び $y_1 = y + \Delta y$ で表現せられる。ここで Δx 及び Δy は各々小なる増分を意味するが、それ等は勿論負でもあり得る。従つてまた三種の異つた差

$$f(x_1, y) - f(x, y), f(x, y_1) - f(x, y), f(x_1, y_1) - f(x, y).$$

が區別せられねばならぬ。最初の二つの場合は偏微分の問題であり。最後の場合は全微分の問題である。

價格は兩數量の函数とみられてゐるので、この方法はあらゆる攪亂原因の兩財貨の數量及び價格に對する影響を把握せしめる。その上この場合兩財貨の數量が變動するから、全微分を問題としなければならぬ。同じことは勿論また他の諸函数即ち今一つの需要價格函数 $\varphi(x, y)$ 、並に需要價格函数に對應する二つの費用價格函数 $\phi(x, y)$ 、 $\psi(x, y)$ にも當てはまる。さて均衡の場合、次の方程式が成立する。

$$f(x, y) = \phi(x, y)$$

$$F(x, y) = \phi(x, y)$$

このとき一財貨の單位に租税が賦課せられたならばどうなるか。無論均衡は攪亂される。この影響は該單位の費用が右の税額 a だけ高められる以上には出でない。兎に角租税によつて均衡が破られると、更に一つの新しい均衡が出来上らねばならない。その場合の新方程式は次の如くなる。

$$I \dots \dots \dots f(x_1, y_1) = \phi(x_1, y_1) + a$$

$$II \dots \dots \dots F(x_1, y_1) = \phi(x_1, y_1)$$

或は ϕ 及び ϕ を別の形に改めれば左の如し。

$$I \dots \dots \dots f(x + \Delta x, y + \Delta y) = \phi(x + \Delta x, y + \Delta y) + a$$

$$II \dots \dots \dots F(x + \Delta x, y + \Delta y) = \phi(x + \Delta x, y + \Delta y)$$

これだけの數式では通常の議論の與へるよりも遙かに多くのものを與へてはゐない。併しシムペーターはこれを次の如く展開する。

第一の展開式

$$f(x, y) + \left[\frac{\partial f(x, y)}{\partial x} \Delta x + \frac{\partial f(x, y)}{\partial y} \Delta y \right] = \phi(x, y) + \left[\frac{\partial \phi(x, y)}{\partial x} \Delta x + \frac{\partial \phi(x, y)}{\partial y} \Delta y \right] + a$$

第二の展開式についても同様である。

さてこの展開式は、舊均衡状態を示す方程式 $f(x, y) = \phi(x, y)$ から、この兩項を消去し、各項を整頓して、之を次の如く簡單化することが出来る。

$$\Delta x \left[\frac{\partial f(x, y)}{\partial x} - \frac{\partial \phi(x, y)}{\partial x} \right] = \frac{\partial \phi(x, y)}{\partial y} \Delta y - \frac{\partial f(x, y)}{\partial y} \Delta y + a$$

これと全く同じことが第二の方程式からも得られる。この括弧内の二つの項は何を意味するか。 $\frac{\partial f(x, y)}{\partial x}$ は價格の變動と一方の財貨の數量の變動との比である。財貨の數量が Δx だけ増加すれば、價格は $\frac{\partial f(x, y)}{\partial x} \Delta x$ だけ變化する。その變化の態様は數量が増加すれば價格は減少するといふ形になる。故に商 $\frac{\partial f(x, y)}{\partial x}$ は負である。この商は數量が増加するときに生ずる價格減少の比率、即ち右の函數の弾力性を與へるのである。 $\frac{\partial \phi(x, y)}{\partial x}$ の項についても同じことが言へる。

それでは右邊の $\frac{\partial \phi(x, y)}{\partial y} \Delta y + \frac{\partial f(x, y)}{\partial y} \Delta y$ とは何を意味するか。これ等は第二の財貨の數量が變化するとき第一の財貨の費用價格と需要價格とが如何に變化するかを表はしてゐる。故にこの兩項の中には、二つの財貨の供給需要間の關係なる契機、從つて補完性、競争性、殆ど常に存在するが如き一般的關係が含まれてゐる。そこで、先づこの關係がないならば、方程式は次の如くなる。

$$\Delta x \left[\frac{\partial f(x, y)}{\partial x} - \frac{\partial \phi(x, y)}{\partial x} \right] = a$$

この最後の方程式に於て、費用も亦非彈力的であるならば、 $\frac{\partial \phi(x, y)}{\partial x}$ は零となり、次の如き結果となる。

$$a = \Delta x \cdot \frac{\partial f(x, y)}{\partial x}$$

この式は何を意味するか。租税は全部買手の負擔となることを示してゐる。即ち價格は全租税額だけ騰貴するのである。併し租税の影響はこれに盡きるものではない。この騰貴した價格では販賣額も少くなり、従つて賣手も同様の損失を蒙ることになる。けれども價格騰貴にも拘らず、販賣し得た數量については、賣手は何等失ふところはない。

併し一般には、さうして特別の場合を除けば、一商品の價格はそれに課せられた租税の全額だけ上昇し得るものではない。この成果は前述の簡單化せられた方程式を次の形で表すならば、そこから容易に生ずる。

$$\Delta x \frac{\partial f(x, y)}{\partial x} = a + \Delta x \frac{\partial g(x, y)}{\partial x}$$

この式の中には租税負擔の配分を左右する諸契機が精確に表現されてゐる。しかし次の如き一層完全なる方程式の形はこの規則からの重要な例外を吾々に教へる。

$$\Delta x \frac{\partial f(x, y)}{\partial x} = a + \Delta x \frac{\partial g(x, y)}{\partial x} - \frac{\partial f(x, y)}{\partial y} + \frac{\partial g(x, y)}{\partial y}$$

左邊は價格増加を意味するが、 Δx も $\frac{\partial f(x, y)}{\partial x}$ も共に負量であるから、それは正である。價格増加は右邊の最後の三項によつて加減された税額 a に等し。 $\Delta x \frac{\partial g(x, y)}{\partial x}$ はその第二因數が本質上正であるために負であるから、租税はその全額だけ價格を騰貴せしめるものでないといふことが示され、又租税の幾何が價格のうちに現は

れないかを規定する契機を表現する。次の項 $\frac{\partial f(x, y)}{\partial y}$ は本質上負であるから、この項によつて表現される契機は價格を高める方向に作用し、第二項によつて表現された契機に抵抗する。本質上正である最後の項 $\frac{\partial g(x, y)}{\partial y}$ についても同じことが妥當する。故に結局の値は方程式の右邊の第二項と第三項、第四項の和との相對的大さに依存する。従つてこの値に關しては、一般的には決められない。斯様にしていま一つの商品 x と如上の關係にある一商品 y に課せられた租税は、その價格を税額以上に騰貴せしめ得るとの可能性が明らかにされ、またこの可能性の根據が立證されたわけである。然もこの可能性は生産數量増加に伴ふ費用の増加率と兩商品の關係の度合に依存する。併しこのことは決して新奇な事柄ではない。けれどもこの事實は常に或は生産者の獨占に類する地位にか、或は自由競争なる機構の缺陷にか、或は「収益遞増の法則」にか歸せしめられ易い。事實これ等の諸契機の何れもが作用し得るのであり、また吾々はこれ等の契機が今問題としてゐる契機よりも遙かに頻繁にして且つ實際的重要であることを認める。故に各々の場合に何が斯る現象を惹起するかは常に事實問題である。然しシュムペーターはここで、斯る可能性が純粹理論の立場からでも歸結すると説いて、純粹理論の重要性を強調してゐる(註一)。

(註一) 前掲「本質」四七二—四八四頁

八

租税經濟はシュムペーターが説いたやうに單純な形で現はれるものではない。しかしそれだからと言つて、彼の理論が全く無用であるといふのではない。彼れは以上の如き純粹經濟學的な租税の説明が先づ必要であることを

幾度となく主張してゐる。例へば言ふ。——「吾々の方法はそれが蹉跌するところに於てさへ價值多き役目を果たす。何故ならば、それは斯る蹉跌の起る點をはつきりと浮び上らせ、斯くて經濟學以外の見方が始まるべき場所を示すが、若しそれがなければ、斯る隙隙は容易に看過されるからである」(註一)と。又、「吾々はこれ以上の問題に更に立入ることを斷念せねばならない。若しこれ以上に立入るならば、吾々の課題の範圍を甚だしく超えることとなるであらう。恐らく既に述べたことだけで、讀者に次の點を指示するに十分であらう、即ちここには、研究が緒に就いた許りの稔り多き一領域が存在し、この領域を全く注意せず、或は簡單にこれを否定して通過するのは、科學の進歩を促進する所以でないことこれである。變化法が純粹經濟學的諸契機から、それが提供し得るすべてのものを取り盡す唯一の途、唯一の手段たることを私は示した積りである」(註二)と。更に言ふ。——「舊き經濟學は……問題を一般的原理によつて處理し、各場合をそれぞれ單獨に取扱つてゐる。之に反して吾々の方法は、全租税理論をそれが純粹經濟學である限り、一つの統一的な基礎の上に置くのである」(註三)と。

(註一) 前掲「本質」四八二頁

(註二) 前掲「本質」四八五頁

(註三) 前掲「本質」四八八頁

シユムペーターの租税理論は、彼れが前提とするが如き靜學的小擾亂の問題にある限りは正しい。そして其が新たな領域への發足となる點においては、何等の異論もない。併し現實の租税問題は決して彼れが前提とする小擾

亂に止まることはない。租税經濟は廣く彼れの與件とするところを破壊し、全國民經濟の生産方法の動態的發展へ進むが如き大なる變化を齎らすのである。そこに政策主體を織り込む發展の理論像が形成されねばならぬ。従つてシユムペーターの均衡論が發展論を伴つたと同じやうに、租税經濟の理念も亦、その複雑多岐なる進歩の領域へ進まねばならぬ。理論客體と政策主體とを含む動態の世界において、租税經濟の正しい理解が成立する。其は一言を以て掩へば租税經濟と國民經濟の波動運動との關聯を解くことである。併しこの問題は租税における經濟變動の感受性の點に於てさへ財政學者の看過するところとなつてゐる(註一)。國民經濟との關聯における租税經濟の理念は、今日漸く問題の設定といふ點に立到つてゐるが、その射程は尙ほ遙かに遠いのである。併し財政の積極性が既に事實となつて現はれた今日では、この問題を解くことなくしては、租税經濟の意義は究明され得ない(註二)。

(註一) Bretherton, The sensitivity of taxes to fluctuation of trade. (Econometrica, vol. 5, No. 2) p. 171.

(註二) 租税の感受性の問題については Bretherton の前掲論文 Dalton, Unbalanced Budgets, Thomas, Monetary policy and Crisis, Lanfanger, The interaction of taxation and trade fluctuation (Index, May, 1935), H. Timm, Möglichkeiten und Probleme konjunkturorientierter Steuerpolitik 等があるのみ。私も亦「財政と景氣政策」(本誌三十一卷九號)の一部において少しくこの問題を取扱つてゐる。